平成２７年（フ）第６６５号
千葉県船橋市二子町545番地１　ハイブリッジソシア201号
債務者　廣瀬　　優
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　貞信
4　破産債権の届出期間　平成27年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７５号
三重県四日市市西浦１丁目１番８号　ＳＡＺＡＲＥ（サザレ）605、前住所京都市山科区御陵大津畑町44番地２　ルネス・ピース山科御陵203号
債務者　藤井　　建
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　破産債権の届出期間　平成27年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
千葉市緑区土気町1630番地18　グリュック202号
債務者　藤井財八郎
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　聡子
4　破産債権の届出期間　平成27年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
富山市神通町２丁目４番６号
債務者　シャルムいのきこと　猪木　康雄
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　　元
4　破産債権の届出期間　平成27年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８８号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目11番６号　ブライトアサカ202
債務者　佐藤　壽秀
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１７号
埼玉県幸手市中５丁目３番４号、旧住所埼玉県幸手市中１丁目１番43―403号　センチュリー幸手
債務者　福澤　晴夫
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
兵庫県三田市屋敷町６番７号
債務者　岡本　忠大
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森竹　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３９号
兵庫県三田市屋敷町６番７号
債務者　岡本まり子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森竹　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３５号
神戸市垂水区西舞子３丁目16番17―２号
債務者　髙嶋　洋司（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　基安
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４６号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1508号、従前の住所神戸市垂水区旭が丘１丁目４番６号
債務者　濱田　健治
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
広島市安佐北区口田５丁目43番27号
債務者　炭火焼鳥ｂｕｉこと　赤尾　政美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　亜矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３４号
広島県三原市明神４―８―10、住民票上の住所広島県三原市西宮１丁目23番１号
債務者　川野　敬治
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　修士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
愛媛県松山市高岡町277番地１　シュピーレン空港通Ｄ202号
債務者　佐川　大介
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　延享
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地688、前住所岐阜県可児市大森1501番地2974
債務者　三好徳康こと　三好　徳康
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３０号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地688、前住所岐阜県可児市大森1501番地2974
債務者　三好美智子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１７８号
愛知県岡崎市上地６丁目18番地　中央マンション上地　418
債務者　小林　泰二
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係